

川崎市地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）

実習生等の受入れに関する要綱

〔 18川健健第1611号
平成19年1月9日局長決裁 〕

（趣旨）

第1条 この要綱は、川崎市健康福祉局及び各区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）（以下「地域みまもり支援センター」という。）が実施する、保健師、助産師、看護師、栄養士、歯科衛生士等の教育機関及び養成所等の学生等（以下「実習生等」という。）の実習について必要な事項を定める。

（実習目的）

第2条 実習生等の地域みまもり支援センターにおける実習は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第1条、栄養士法（昭和22年法律第245号）第1条、歯科衛生士法第1条（昭和23年法律第203号）等に定める目的の達成及び実習生等の技能向上のために、地域みまもり支援センターで実施する事業等について実習生等が実習を行うことにより、地域保健・医療・福祉活動の連続的・包括的なあり方への理解を深めることを目的として行われるものとする。

（実習の対象者）

第3条 地域みまもり支援センターにおける実習を受ける資格を有する者は、次の各号に掲げる教育機関及び養成所等（以下「教育機関等」という。）に在籍する学生等とする。ただし、実習の実施においては、神奈川県内に所在地を有する教育機関等を優先させるものとする。

- （1）保健師助産師看護師法第19条第1号、法第20条第1号、法第21条第1号若しくは法第22条第1号の規定に基づき文部科学大臣が指定する学校又は法第19条第2号、法第20条第2号、法第21条第2号若しくは法第22条第2号の規定に基づき都道府県知事が指定する保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所若しくは准看護師養成所
- （2）栄養士法第2条第1項に規定に基づき厚生労働大臣が指定する栄養士の養成施設若しくは法第5条の3第4号の規定に基づき文部科学大臣又は厚生労働大臣が指定する管理栄養士養成施設
- （3）歯科衛生士法第12条第1号の規定に基づき文部科学大臣が指定する歯科衛生士学校又は法第12条第2号の規定に基づき都道府県知事が指定する歯科衛生士養成所
- （4）その他川崎市健康福祉局長（以下「健康福祉局長」という。）が必要と認める学校及び施設

（実習場所）

第4条 実習を実施する場所は、市における地域みまもり支援センターとする。また、必要に応じて、社会福祉施設等における見学実習及び訪問指導実習等を実施するも

のとする。

(実習期間及び実習時間)

第5条 実習の期間は、教育機関等と協議の上、実習生の受入日を定め、その受入日から教育機関等の定める地域みまもり支援センターにおける臨地実習の日数とする。

2 実習生等が実習を受ける時間は、原則として月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く。）の職員の勤務時間内で調整するものとする。ただし、特別な理由がある場合にはこの限りではない。

(実習実施責任者)

第6条 実習実施責任者は、保健所支所長の職務を担う地域みまもり支援センター所長（福祉事務所長が地域みまもり支援センター所長に充てられている場合には、副所長。以下「地域みまもり支援センター所長等」という。）をもって充て、実習の中止等を判断し実習を管理する統括的な役割を負う。

(実習の申請)

第7条 教育機関等の長は、地域みまもり支援センターにおける実習を依頼する場合、健康福祉局長に対して、次に掲げる事項を記載した申請書（第1号様式）をもって、別途健康福祉局長が指定する期日までに申請を行うものとする。

(1) 実習生人数

(2) 在学学部、学科及び年次等

(3) 実習期間

(4) 実習場所及び実習科目

(5) 実習目的、内容

2 申請時点で実習生等の氏名が確定した場合は、第12条の実習生名簿を添付するものとする。

(実習生の健康管理)

第8条 教育機関等の長は、実習開始以前に実習生等の健康状態を把握し、実習に支障のない健康状態の者を参加させるものとする。

2 教育機関等の長は、実習開始以前に実習生等の麻疹、風しん、水痘及びおたふくワクチン接種状況を母子健康手帳等により確認するものとする。また、ワクチン接種履歴が不明の場合は、抗体価測定の実施を推奨するものとする。

3 教育機関等の長は、実習開始以前に、胸部エックス線写真等から、実習生等の結核の有無について確認するものとする。

(実習受入れの決定)

第9条 健康福祉局長は、第7条第1項に基づく申請を受けたとき、次の各号に定める事項を審査し、決定通知書（第2号様式）により実習受入れの可否を教育機関等の長宛てに通知する。

(1) 実習の目的、内容等が地域みまもり支援センターで実施することが適当であ

ると認められること

(2) 実習を受入れることにより、地域みまもり支援センターにおける日々の業務に支障が生じないこと

(3) 神奈川県を経由しない実習生等の受入に関しては、教育機関等が市内に所在地を有する又は教育機関等に籍を置く実習生等が市内に住所地を有する等、市で実習する意義が認められること

2 健康福祉局長は、実習の受入先となる地域みまもり支援センター所長等と協議を行い、前項に基づく決定を行う。

(協定の締結)

第10条 市長は、前条第2項により実習の受入れを決定した教育機関等の長と実習の受入れに関する必要事項を定めた協定（第3号様式）を締結する。

(実習実施の申出)

第11条 教育機関等の長は、第9条に基づく受入れの決定通知を受理した場合、原則として実習開始日である合同オリエンテーション（以下「実習開始日」という。）の概ね1か月前までに実習受入先となる地域みまもり支援センター所長等宛てに申出書（第4号様式）を提出するものとする。

(実習生名簿の提出)

第12条 教育機関等の長は、第9条に基づく受入れの決定通知を受理した場合、原則として実習開始日の2週間前までに実習受入先となる地域みまもり支援センター所長等宛てに実習生名簿を提出するものとする。

2 教育機関等の長は、第7条に基づく申請書に実習生名簿を添付していないときに限り、実習開始日の2週間前までに健康福祉局宛てに実習生名簿を提出するものとする。

3 実習生名簿の記載内容は、実習生氏名（フリガナ）、受入期間、実習受入先、実習時の学年、実習受入先別受入人数を記載するものとする。

(合同オリエンテーションの開催)

第13条 教育機関等の長は、原則として地域みまもり支援センターにおいて開催する合同オリエンテーションに実習生等を参加させなければならない。

2 合同オリエンテーションは、実習生に対して地域みまもり支援センターの概要や公衆衛生・地域保健における地域みまもり支援センターの役割等を講義し、もって実習開始以前にその理解を促すことで実習を円滑に遂行し、第2条に定める実習目的を達成することを目的とする。

(実習生の義務)

第14条 実習生等は、実習期間及び実習時間中、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 地域みまもり支援センター所長等及び市職員の指導又は指示に従うこと

(2) 専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めること

(3) 所定の名札を着用すること

- 2 実習生等は、市の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。
- 3 実習生等は、実習により知り得た秘密及び個人情報を実習終了後においても漏らしてはならない。

(実習費)

第15条 市長は、実習生等の受入れに対し教育機関等の長から実習費を徴収する。

- 2 実習費の単価は、別表のとおりとする。
- 3 市長は、教育機関等の長と第10条に定める協定を締結することにより、実習費の徴収について約するものとする。
- 4 実習費の総額は、前項に定める単価に実習生等を地域みまもり支援センターに派遣した延べ人数を乗じた額とするものとする。
- 5 前項の実習費の総額は、地域みまもり支援センターにおいて、地域みまもり支援センター実習出欠確認表（第5号様式）にて日々の実習生等の出席状況を確認したものにより、算定するものとする。

(実習費の請求及び支払)

第16条 市長は、前条第5項の算定に基づき、当該実習が実施された年度内に納付期日を定め、川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号）第44条から第61条の3までに規定される徴収の手續に則り、教育機関等の長に対し実習費を請求するものとする。

- 2 前項の請求があった場合、教育機関等の長は定められた納付期限までに遅滞なく実習費を支払わなければならない。

(実習費の例外)

第17条 地域みまもり支援センターにて実施する実習について、次の各号に掲げる事項に該当する場合は、第15条第1項に定める実習費の支払の対象としない。

- (1) 市の事情により実習を実施しなかったとき
 - (2) 教育機関等及び実習生等の事情により実習を実施しなかったとき
 - (3) その他実習を実施した場合であって実習費の徴収を行うことが適切ではない特別な事由が発生したとき
- 2 実習費は、前項第1号及び第2号の規定に関わらず、教育機関等から派遣された実習生等が実習に参加した事実をもって、支払発生事由が生じたものとみなすものとする。

(費用弁償)

第18条 市は、報酬・賃金・居住地から実習場所までの交通費、食費、その他実習にかかるいかなる経済的な負担も実習生等及び教育機関等に対して負わない。

(誓約書の提出)

第19条 実習生等は、本要綱に定めのある事項を遵守することを誓約するために誓約書（第6号様式）を提出しなければならない。

- 2 誓約書は、原則として実習開始日の1週間前までに、各教育機関等が、所属する実習生分を取りまとめて実習先の地域みまもり支援センターに提出するものとする。

る。

- 3 実習開始日の1週間前までに提出できない場合には、合同オリエンテーションの開催時に、同じ教育機関等に所属する実習生分を取りまとめて、各教育機関等の実習生代表者が実習先の地域みまもり支援センターに提出するものとする。

(実習中の災害等)

- 第20条 実習生等の実習期間中の災害又は自宅等から実習先に至るまでの災害は、教育機関等の長の責任において処理するものとする。

(事故責任及び損害賠償)

- 第21条 実習生等が故意又は過失により市又は第三者に対して損害を与えた場合、教育機関等の長と実習生等は連帯して責任を負うものとする。ただし、当該損害の発生に関し、市に重大かつ明白な過失がある場合はこの限りではない。

(保険の加入義務)

- 第22条 第20条及び前条の事態に備え、実習生等及び教育機関等は、傷害保険及び損害保険に加入しなければならない。

(実習の中止)

- 第23条 地域みまもり支援センター所長等は、教育機関等の長による第8条第2項及び第3項に掲げる確認がされていないことが明らかとなった場合又は実習生等が第14条の規定に違反し若しくは実習生として相応しくない行為があったと認める場合、健康福祉局長に実習の中止を申し出ることができる。この場合、地域みまもり支援センター所長等は教育機関等にその旨を通知するものとする。

(実習に関する協力同意)

- 第24条 実習生等が、訪問指導等の事業を単独又は職員に同行して行う際には、地域みまもり支援センター所長等は、対象者及びその家族等に対して十分な説明を行い、口頭もしくは書面等であらかじめ協力同意を得るように努めるものとする。

- 2 地域みまもり支援センター所長等は、前項に関わらず、実習の実施に関して、広く市民の協力を求める措置を講ずるものとする。

(受入れ事務)

- 第25条 実習の受入れ事務に関して、健康福祉局においては健康増進課が処理し、地域みまもり支援センターにおいては地域支援課が処理する。

(その他)

- 第26条 この要綱に定めるものの他、地域みまもり支援センター実習に関して必要な事項は別途健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日に施行する。

附 則

この要綱は、平成20年3月31日に施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日に施行する。

(実習費徴収の特例)

2 第15条第1項の規定の適用に当たっては、当分の間、同項中「教育機関等」とあるのは、「教育機関等（川崎市外にその住所地を有するものに限る。）」とする。

3 第3号様式中第10条、第11条及び第12条の規定は、前項に基づき、川崎市内に住所地を有する教育機関等については、適用しないものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日に施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日に施行する。

(申請書等の特例)

2 第7条、第10条、第11条及び、第12条について、平成23年度の実習について平成22年度までに手続きをしたものについては、改正前の様式を適用できるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日に施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日に施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日に施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日に施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日に施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日に施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日に施行する。

(申請書等の特例)

2 第7条、第9条、第10条、第11条及び第19条について、平成31年度の実習について平成30年度までに手続きをしたものについては、改正前の様式を適用できるものとする。

3 第9条第1項について、別に定める基準を廃止する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日に施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日に施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日に施行する。

別表（第 1 5 条第 2 項関係）

内訳	単価
実習生 1 人 1 日	1, 0 0 0 円

第1号様式（第7条第1項関係）

第 号
年 月 日

川崎市健康福祉局長 宛て

（教育機関及び施設名）

（代表者名）

川崎市地域みまもり支援センター（福祉事務所・ 保健所支所）実習実施申請書

年度川崎市地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）実習について、次のとおり申請します。

1 実習生人数

2 在学学部、学科及び年次等

3 実習期間

年 月 日 ～ 年 月 日

（1人あたり実習日数 日）

4 実習場所及び実習科目

5 実習目的、内容

担当者	所属	
	氏名	
連絡先	メール 電話	

第2号様式（第9条第1項関係）

第 号
年 月 日

（教育機関及び施設名）

（代表者名） 様

川崎市健康福祉局長

川崎市地域みまもり支援センター（福祉事務所・ 保健所支所）実習受入れ決定通知書

年 月 日に申請のありました 年度川崎市地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）実習について、次のとおり受入れを決定しましたので、通知します。
なお、実習生の実習にあたっては、川崎市地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）実習受入れ要綱を遵守し、実習に主体的に取り組むよう御指導ください。

- 1 実習受入れ場所
- 2 実習期間
- 3 実習受入れ人数

担当者	所属	
	氏名	
連絡先		

第3号様式（第10条関係）

川崎市地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）

実習に関する協定書

川崎市地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）実習生等の受入れに関する要綱（以下、「要綱」という。）第10条の規定に基づき、川崎市（以下、「甲」という。）と（教育機関等名）〇〇（以下、「乙」という。）の間において、川崎市地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）実習（以下、「実習」という。）の取扱いについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲は、要綱第2条に規定する内容を目的として行われる実習として、乙に所属する学生を実習生として受入れるものとする。

（実習場所）

第2条 実習を実施する場所は、市における地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）（以下「地域みまもり支援センター」という。）とする。また、必要に応じて、社会福祉施設等における見学実習を実施するものとする。

（実習期間等）

第3条 実習生の人数、実習期間、実習場所等は、甲が乙に対して通知する「川崎市地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）実習受入れ決定通知書」のとおりとする。

（実習時間）

第4条 実習生等が実習を受ける時間は、職員の勤務時間内で調整するものとする。ただし、特別な理由がある場合にはこの限りではない。

（実習の変更及び中止）

第5条 甲は、この協定の締結後、やむを得ない事由により実習を行うことが困難となったときは、乙と協議の上、実習人員、実習期間、実習場所を変更し、又は実習を中止することができる。

（実習生等の健康管理）

第6条 乙は、実習開始以前に実習生等の健康状態を把握し、実習に支障のない健康状態のものを参加させるものとする。

2 教育機関等の長は、実習開始以前に実習生等の麻疹、風しん、水痘及びおたふくワクチン接種状況を確認するものとする。

3 教育機関等の長は、実習開始以前に、胸部エックス線写真等から、実習生等の結核の有無について確認するものとする。

（実習実施の申出）

第7条 乙は、協定締結後、原則として実習開始日である合同オリエンテーション（以下「実習開始日」という。）の概ね1か月前までに実習受入先となる保健所支所長の

職務を担う地域みまもり支援センター所長（福祉事務所長が地域みまもり支援センター所長に充てられている場合には、副所長。以下「地域みまもり支援センター所長等」という。）宛てに申出書（要綱第4号様式）を提出するものとする。

（実習生名簿の提出）

第8条 教育機関等の長は、第7条に基づく受入れの決定通知を受理した場合、原則として実習開始日の開催2週間前までに実習受入先となる地域みまもり支援センター所長等宛てに実習生名簿を提出するものとする。

2 教育機関等の長は、第7条に基づく申請書に実習生名簿を添付していないときに限り、実習開始日の開催2週間前までに健康福祉局長宛てに実習生名簿を提出するものとする。

3 実習生名簿は、実習生氏名（フリガナ）、受入期間、実習受入先、実習時の学年、実習受入先別受入人数を記載するものとする。

（合同オリエンテーションへの参加）

第9条 乙は、原則として地域みまもり支援センターにおいて開催する合同オリエンテーションに実習生等を参加させなければならない。

（実習費）

第10条 乙は、実習費を甲に支払うものとする。

2 乙が甲に支払う実習費は、実習生等一人当たり1日金1,000円とする。

3 実習費の総額は、前項に定める単価に実習生を地域みまもり支援センターに派遣した延べ人数を乗じた額とするものとする。

4 前項の実習費の総額は、甲において、地域みまもり支援センター実習出欠確認表（要綱第5号様式）にて日々の実習生の出席状況を確認したものにより、算定するものとする。

（実習費の請求及び支払）

第11条 甲は、前条第4項の算定に基づき、当該実習が実施された年度内に納付期日を定め、川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号）第44条から第61条の3までに規定される徴収の手續に則り、乙に対し実習費を請求するものとする。

2 甲から前項の請求があった場合、乙は定められた納付期限までに遅滞なく実習費を支払わなければならない。

（実習費の例外）

第12条 甲が実施する実習について、次の各号に掲げる事項に該当する場合は、第10条第1項に定める実習費の支払の対象としない。

（1）甲の事情により実習を実施しなかったとき

（2）乙及び乙の実習生の事情により実習を実施しなかったとき

（3）その他実習を実施することができない特別な事由が発生したとき

2 実習費は、前項第1号及び第2号の規定に関わらず、乙から派遣された実習生が実習に参加した事実をもって、支払発生事由が生じたものとみなすものとする。

(費用弁償)

第13条 甲は、報酬・賃金・居住地から実習場所までの交通費、食費、その他実習にかかるいかなる経済的な負担も実習生等及び乙に対して負わない。

(実習生の義務)

第14条 実習生等は、実習期間及び実習時間中、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 地域みまもり支援センター所長等及び市職員の指導又は指示に従うこと
- (2) 専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めること
- (3) 所定の名札を着用すること

2 実習生等は、甲の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

3 実習生等は、実習により知り得た秘密及び個人情報を実習終了後においても漏らしてはならない。

(誓約書の提出)

第15条 実習生等は、要綱に定めのある事項を遵守することを誓約するために誓約書(要綱第6号様式)を提出しなければならない。

2 誓約書は、原則として実習開始日の1週間前までに、各教育機関等が、所属する実習生分を取りまとめて地域みまもり支援センターに提出するものとする。

3 実習開始日の1週間前までに提出できない場合には、合同オリエンテーションの開催時に、同じ教育機関等に所属する実習生分を取りまとめて、各教育機関等の実習生代表者が実習先の地域みまもり支援センターに提出するものとする。

(実習中の災害等)

第16条 実習生等の実習期間中の災害又は自宅等から実習先に至るまでの災害は、乙の責任において処理するものとする。

(事故責任及び損害賠償)

第17条 実習生等が故意又は過失により甲又は第三者に対して損害を与えた場合、乙と実習生等は連帯して責任を負うものとする。ただし、当該損害の発生に関し、甲に重大かつ明白な過失がある場合はこの限りではない。

(保険の加入義務)

第18条 要綱第20条及び第21条の事態に備え、実習生等及び教育機関等は、傷害保険及び損害保険に加入しなければならない。

(実習の中止)

第19条 甲は、教育機関等の長による第8条第2項及び第3項に掲げる確認がされていないことが明らかとなった場合又は実習生等が要綱第14条の規定に違反し若しくは実習生として相応しくない行為があったと認める場合、実習を中止することができる。この場合、甲は乙にその旨を通知するものとする。

(協定の効力)

第20条 本協定は、締結の日から発効する。また、この協定の有効期限は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前3月前までに、甲乙

いずれからも何らの意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間、この協定は更新され以降同様とする。

(疑義についての協議)

第21条 本協定について疑義が生じたとき又は本協定に特別の定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両名記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

年 月 日

甲 川崎市
川崎市長 ○○ ○○ 印

乙 住所
教育機関等名
教育機関長 ○○ ○○ 印

第4号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

川崎市 区
地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長（副所長） 宛て

（教育機関及び施設名）

（代表者名）

川崎市地域みまもり支援センター（福祉事務所・
保健所支所）実習実施申出書

年度川崎市 区地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）実習
について、次のとおり申し出ます。

- 1 実習生人数
- 2 在学学部、学科及び年次等
- 3 実習期間

年 月 日 ～ 年 月 日

（1人あたり実習日数 日）

- 4 実習場所及び実習科目
- 5 実習目的、内容
- 6 その他

担当者	所属	
	氏名	
連絡先	メール 電話	

地域みまもり支援センター実習出欠確認表

第5号様式(第15条第5項関係)

実習場所				学校名								
		日にち		日にち		日にち		日にち		日にち		
		月 日		月 日		月 日		月 日		月 日		
番号	氏名	出庁時間	退庁時間	出庁時間	退庁時間	出庁時間	退庁時間	出庁時間	退庁時間	出庁時間	退庁時間	備 考
1		:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	
2		:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	
3		:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	
4		:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	
5		:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	
6		:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	
7		:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	
8		:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	
9		:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	
10		:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	
実習日別出席人数		人		人		人		人		人		
実習指導者確認欄 (記名又は押印)												
※このページの延べ人数												
出席延べ人数												
												人

誓約書

年 月 日

川崎市 区

地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長（副所長） 宛て

学校名 _____

氏名（自署） _____

私は、川崎市において、「川崎市地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）実習生等の受入れに関する要綱」に基づき実習するにあたり、以下の事項について誓約します。

- 1 私は、地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長等及び市職員の指導又は指示に従い、専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めます。
- 2 私は、市の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしません。
- 3 私は、実習により知り得た秘密及び個人情報を実習終了後においても漏らしません。
- 4 私は、故意又は過失により、川崎市又は第三者に損害を与えた場合は、自己の責任において賠償します。